

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和6年11月13日

収支等命令者

佐賀県有明水産振興センター所長 中島 則久

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和6年度アサリ生息状況調査業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙特記仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年2月28日まで |
| (4) 履行場所 | 有明海佐賀県海域 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 入札日の時点において、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、建設関連業務その他（環境調査）部門について入札参加資格の決定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 令和元年4月1日から当該案件の公告日までに、国（独立行政法人を含む）、佐賀県又は他の地方公共団体が発注した、九州沿岸海域における二枚貝に関する調査の同種契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (8) 分析は自社分析とし、生物分類技能検定（水圏生物部門 底生生物専門分野）の登録証を有する技能者を配置していること。
- (9) 九州内に、本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (10) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者（以下、「入札者」という）は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）に次の（1）～（4）の資料を添付のうえ、令和6年11月20日（水）午後5時までに下記8(8)の担当に持参又は書留により郵送（令和6年11月20日（水）午後5時までに当センターに必着）してください。申請書類提出後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出してください。

期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができません。

提出した申請資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

提出された資料は、返却しません。なお、提出された資料は当該業務に関する目的以外には使用しません。

- (1) 営業概要書（様式第2号）
- (2) 国・県等の官公庁から受注した九州沿岸海域における二枚貝に関する調査の同種業務履行実績調書（様式第3号）
- (3) 生物分類分析実施予定技術者届（様式第4号）
- (4) (3)に記載した技術者の生物分類技能検定（水圏生物部門 底生生物専門分野）登録証の写し

4 入札参加資格確認申請書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続き等に関する質問については、質問書（様式第5号）により行ってください。

- (1) 質問書の提出期間 令和6年11月14日（木）から11月22日（金）までの午前9時から午後5時までとします。
- (2) 質問書の提出方法 下記8(8)の担当課に持参、又は電子メールアドレスへ送信してください。
- (3) 質問の回答 令和6年11月26日（火）までに質問者に電子メールで回答するほか、佐賀県ホームページに掲載します。

5 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。入札参加資格の確認結果は、令和6年11月25日（月）までに通知します。

また、通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を令和6年12月2日(月)までに下記8(8)の担当課に書面で請求することができます。

6 入札者の参加資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

- ① 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と認められるとき。
- ③ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

7 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札関連資料の交付場所及び問い合わせ先

下記8(8)に同じ

- (2) 仕様書等の交付方法

令和6年11月13日(水)から11月20日(水)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、下記8(8)において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

- (3) 入札説明会

実施しません。

- (4) 入札書の提出期限、提出先及び提出方法

ア 提出期限 令和6年11月27日(水) 午後5時必着

イ 提出先 下記8(8)に同じ

ウ 提出方法 下記8(8)の部署に郵送(書留郵便又は交付記録郵便とする特定封筒郵便物)すること。郵便封筒表紙には「令和6年度アサリ生息状況調査業務委託の入札書在中」と朱書きすること。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年11月28日(木) 午前10時

イ 場所 佐賀県小城市芦刈町永田2753-2 佐賀県有明水産振興センター 1階会議室

8 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

② 契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、開札の結果、落札となるべき同価の入札が2者以上の場合、抽選（くじ）で落札者を決定するため、入札書の「くじ番号」の欄に任意の3桁の数字を記入してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取り扱いは次のとおりとします。この場合の損失は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を中止します。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期、若しくは入札を取りやめることがあります。

（入札の執行を延期、若しくは入札を取りやめる場合は、当センターより通知します。）

(5) 最低制限価格 有

本入札は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第107条第1項の規定に基づき、佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領4(1)①による最低制限価格を設定しています。最低制限価格を下回った入札者は、「失格」となります。

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに抽選を実施し、落札者を決定します。なお、抽選の方法については、別添に示す「同価抽選の方法」により決定します。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、再度入札を行うこととし、改めて入札日を通知します。
- エ 入札の実施回数は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

(7) 前金払

無

(8) 部分払

無

(9) 提出・問合せ先

佐賀県有明水産振興センター総務課 八坂（普及担当 西山、藤武）

電話：0952-66-2000 FAX：0952-66-4443

Email：ariakesenta@pref.saga.lg.jp

住所：〒849-0313 佐賀県小城市芦刈町永田 2753-2